

BALMUDA

第23期定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年3月26日（木曜日）午後1時

バルミューダ株式会社 証券コード：6612

証券コード 6612
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都武蔵野市境南町五丁目1番21号
バルミューダ株式会社
代表取締役社長 寺 尾 玄

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて、電子提供措置事項を掲載しております。

当社企業/IR情報ウェブサイト <https://corp.balmuda.com>

上記ウェブサイトのNEWS欄にある「一覧を見る」から「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。



上記のほか、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（6612）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日出席されない場合は、本株主総会招集ご通知の3頁のいずれかの方法により、議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載（本株主総会招集ご通知の5頁以降）の株主総会参考書類をご参考のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付、もしくはインターネット上でのお手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面において議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午後1時（開場 午後0時30分）

2. 場 所 東京都港区南青山五丁目5番24号
南青山サントキアラ教会 バンケットルーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、電子提供措置事項にアクセスするための資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

●事業報告

当社グループの現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な事業所等

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の

運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトにもその旨及び修正前後の内容を掲載させていただきます。

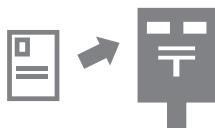
議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載(本株主総会招集ご通知の5頁以降)の株主総会参考書類をご検討いただき、下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 書面による議決権ご行使 ●

行使期限

2026年3月25日(水曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 株主総会へ出席 ●



重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年3月25日(水曜日)
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2026年3月25日(水曜日)
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

株主総会開催日時

2026年3月26日(木曜日)
午後1時(開場 午後0時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、電子提供措置事項にアクセスするための資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

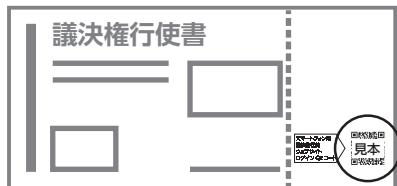
0120-652-031

フリーダイヤル
(受付時間 9:00~21:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

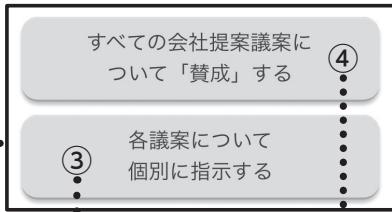
同封の議決権行使書用紙の右下[スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®]をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



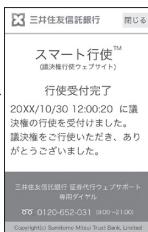
③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

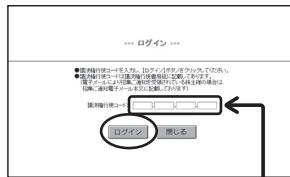
● インターネットによるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

直営店舗における取扱い品目の多様化等、事業強化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ~23. (条文省略) (新設)	1. ~23. (現行どおり)
24. ~25. (条文省略)	<u>24. 酒類の販売</u> <u>25. ~26.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	寺尾 玄 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	佐藤 雅史 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 コーポレート部門統括
3	片山 礼子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役

1

てら お
寺尾げん
玄

(1973年7月25日生)

再任

取締役会出席回数 16回/17回
所有する当社株式の数 5,782,500株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年3月 当社設立 代表取締役社長（現任）
 2013年2月 BALMUDA Europe GmbH Managing Director
 （現任）
 2024年7月 BALMUDA North America, Inc. Director &
 CEO（現任）

【取締役候補者とした理由】

創業者であり、設立以来代表取締役社長を務めております。当社成長の要である新製品開発を推進し、数々の製品を生み出し続けている実績から経営者としての識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者いたしました。

- * 寺尾玄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 寺尾玄氏は当社の経営を支配している者であります。

2

さ と う
佐藤まさ ふ み
雅史

(1973年3月3日生)

再任

取締役会出席回数 17回/17回
所有する当社株式の数 2,000株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	株式会社あさひ銀行（現：株式会社りそな銀行） 入行	2015年6月	当社入社
2004年9月	NECシステムテクノロジー株式会社（現：NECソリューションイノベータ株式会社）入社	2016年1月	当社 管理本部長
2005年7月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社入社	2017年3月	当社 取締役管理部長
2008年8月	曙ブレーキ工業株式会社入社	2022年5月	当社 取締役管理本部長
2012年5月	グリー株式会社（現：グリーホールディングス株式会社）入社	2023年11月	当社 取締役
		2024年7月	BALMUDA North America, Inc. Director （現任）
		2025年1月	当社 取締役コーポレート部門統括（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社入社以来、予算統制、経理、人事など管理部門の強化を推進してまいりました。これまでの実績から識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者いたしました。

- * 佐藤雅史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3

かた やま
片山れい こ
礼子

(1965年3月17日生)

候補者番号

再任

社外

独立

取締役会出席回数

17回/17回

所有する当社株式の数

-株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社	2007年10月	株式会社カクヤス 執行役員
1992年12月	株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社	2012年11月	株式会社ミクリード 代表取締役社長（現任）
2003年9月	同社 フード事業部長	2021年12月	当社 社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に亘る経営幹部及び経営者としての豊富な経験と深い識見を有し、現在、上場会社の代表取締役を務めています。当社にとって必要な外部の独立的な立場の視点からの助言をいただくことにより、経営体制のさらなる強化を期待するためであります。また、同氏は、当社が2022年1月21日開催の取締役会決議で設置した報酬委員会の委員です。同氏が再任された場合は、当社は引き続き当社の役員報酬等の決定に対して客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

- * 片山礼子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 片山礼子氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、片山礼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 片山礼子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年3ヵ月となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、片山礼子氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。片山礼子氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約は、2026年12月に更新を行う予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	なか しま きよ あき 中 嶋 清 昭 再任 社外 独立	取締役 常勤監査等委員
2	もり みつ ひこ 森 満 彦 再任 社外 独立	取締役 監査等委員
3	なが い まさ しげ 永 井 公 成 再任 社外 独立	取締役 監査等委員

1

なかじま
中嶋きよあき
清昭

(1949年5月13日生)

再任

社外

独立

取締役会出席回数 17回/17回

監査等委員会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 -株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 3月	コメルツ銀行入社	2005年 4月	大和証券株式会社監査役及び株式会社大和総研 社外監査役
1981年 4月	大和証券株式会社入社	2014年 1月	株式会社鎌倉新書入社
1986年 3月	大和ヨーロッパ(イタリア)株式会社(現 大和 証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッ ド) 社長	2014年 4月	同社 監査役
1995年 3月	大和ヨーロッパ(ドイツ) 有限会社(現:大和証 券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッ ド) 社長	2016年 9月	ロジガード株式会社 社外監査役
		2016年11月	当社 社外監査役
		2022年 3月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に及ぶ金融機関での経験、他社を含む監査役としての実績に裏打ちされたコーポレート・ガバナンスや財務・会計に対する深い識見を有しており、外部の独立的な立場から経営に対する監視に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- * 中嶋清昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 中嶋清昭氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、中嶋清昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 中嶋清昭氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、中嶋清昭氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。中嶋清昭氏が当社取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

2

もり
森みつひこ
満彦

(1965年12月14日生)

再任

社外

独立

取締役会出席回数 17回/17回

監査等委員会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 500株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 2月	KPMGピート・マーウィック（現 KPMG税理士法人）入所	2014年 2月	株式会社黒龍堂 社外監査役（現任）
1990年 8月	佐藤澄男税理士事務所（現 税理士法人名南経営）入所	2014年 6月	株式会社アルファドリーム 社外監査役
1995年 8月	山一證券株式会社入社	2014年10月	当社 社外監査役
2000年 1月	森満彦税理士事務所開設 所長（現任）	2022年 3月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年 4月	株式会社トライソルグループ 社外監査役（現任）	2024年 8月	株式会社クレーリナ 社外監査役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、その知識や実務経験等を企業経営の監視に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- * 森満彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 森満彦氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、森満彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 森満彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、森満彦氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。森満彦氏が当社取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

3

ながい
永井まさしげ
公成

(1982年8月1日生)

候補者番号

再任

社外

独立

取締役会出席回数 17回/17回

監査等委員会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2022年6月	株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年1月	法律事務所オーセンズ（現：Authense法律事務所）入所	2024年11月	株式会社オスティアリーズ 社外監査役（現任）
2013年1月	株式会社デジタルガレージへ出向	2025年5月	ベースフード株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2015年7月	城山タワー法律事務所入所	2025年9月	株式会社ネクシード・コンサルティング 代表取締役（現任）
2017年3月	当社 社外監査役	2025年10月	中小企業診断士登録
2018年2月	法律事務所ネクシード開設 代表弁護士（現任）		
2021年6月	ベースフード株式会社 社外監査役		
2022年3月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）		

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における専門的な知見を経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- * 永井公成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 永井公成氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、永井公成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 永井公成氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、永井公成氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。永井公成氏が当社取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約は、2026年12月に更新を行う予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役（1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

き だ しん ぺい
機 田 晋 平

(1967年11月13日生)

所有する当社株式の数 1,100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社ダイエー 入社
2022年7月 当社入社 コーポレートガバナンス部 マネージャー
2023年7月 当社 コーポレートガバナンス部 シニアエキスパート
2024年3月 当社 IR室 室長 兼 内部監査室 室長（現任）

【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

管理部門で長年の業務経験を持ち、当社入社後はIR、コーポレートガバナンス関連業務の強化を推進してまいりました。かかる実績を踏まえ、監査等委員としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- * 機田晋平氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 機田晋平氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、機田晋平氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
- * 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。機田晋平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2026年12月に更新を行う予定です。

以上

事業報告（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続きました。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、不安定な国際情勢や米国の政策動向の影響等により消費者の節約志向が一層強まっており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような環境下、当社グループは、さらなる成長に向けて、世界の顧客層を前提としたビジネスモデルへシフトするべく、中長期の経営戦略として「グローバルブランドへの進化」を掲げ、持続的な成長の実現に取り組みました。その第一歩として、当連結会計年度は米国での本格的な事業展開に着手しました。製品展開については、3月にMoonKettle（温度調整機能つき電気ケトル）、4月にBALMUDA The Teppanyaki（ステンレス ホットプレート、日本での製品名はBALMUDA The Plate Pro）、9月にはBALMUDA The Toaster Pro（サラマnder機能つきスチームトースター）を発売し、米国における製品ラインナップを拡大しました。4月には、現地のお客様に当社製品を体験いただける拠点拡大策の一環として、ニューヨーク・ブルックリンにブランドショップ「BALMUDA 50 Norman Brooklyn」をオープンしました。これらの施策を推進してきたことにより、北米における売上高は前年実績を上回りましたが、米国関税政策の影響を受け販路拡大計画を見直したことにより、米国における売上高は期初の倍増計画を下回る結果となりました。

また、当社グループは、新たな体験価値を提供すべく製品ラインナップを拡大しました。10月に新製品BALMUDA The Range S（単機能レンジ）、11月には、2013年の発売以来、直感的な使いやすさと美しいデザインでお客様のご好評をいただいていたRain（加湿器）の新モデルを発売しました。

9月には、Appleの元CDO（最高デザイン責任者）Sir Jony Ive（サー・ジョニー・アイブ）率いるクリエイティブ・コレクティブ集団LoveFromとの共同開発によるポータブルLEDランタン「Sailing Lantern」を発表しました。Sailing Lanternは、美しさと機能性を兼ね備え、クラシックな海洋デザインに現代的な解釈を加えた特別なランタンであり、今回のコラボレーションは、LoveFromと当社が持つ、デザインに対する共通の価値観から実現したものです。

世界の顧客層を前提とした新製品の開発は着実に進捗しました。Sailing Lanternは、米国・ヨーロッパ各国・韓国・日本で予約を開始しており、2026年3月から順次、出荷を開始する予定です。加えて、世界の顧客層を想定して開発を進めてきた新製品を、2026年春に米国・韓国・日本で同時期展開する予定です。

当連結会計年度はこれらの諸施策を推進したものの、国内においては、物価上昇に伴う消費マインド低迷の長期化により増加した流通在庫の適正化のために、主に第3四半期に出荷を大幅に抑制したことなどにより減収となりました。海外においては、北米では前述のとおり増収となったものの、韓国及びその他の地域では前年の新製品展開との差異等により減収となりました。

売上総利益率については、円安基調が続く厳しい外部環境の中、過年度より継続的に取り組んできた製造コスト低減、適切な価格設定による適正利幅確保等の施策の効果により、前年同期比で1.5ポイント改善し32.7%となりました。販売費及び一般管理費については、米国への戦略的投資を実行したことなどにより、前年同期の実績を上回りました。

また、収益構造の更なる改善のため、製品・部材等の評価減等に関する特別損失として事業構造改善費用687百万円を当連結会計年度に計上しました。これらの結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	第22期	第23期	前期差	前期比(%)
売上高	12,462	10,115	△2,346	△18.8
営業利益又は営業損失 (△)	12	△866	△878	—
経常利益又は経常損失 (△)	94	△904	△999	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	67	△1,596	△1,664	—

地域別売上高については、日本、韓国及びその他地域で前年実績を下回りましたが、事業展開を強化した北米では前年実績を上回りました。

(単位：百万円)

地域別売上高	第22期	第23期	前期差	前期比(%)
日本	8,025	6,767	△1,258	△15.7
韓国	2,315	1,832	△482	△20.8
北米	603	716	113	18.8
その他	1,517	798	△718	△47.3
合計	12,462	10,115	△2,346	△18.8

(単位：百万円)

製品カテゴリー別売上高	第22期	第23期	前期差	前期比(%)
空調関連	2,112	1,552	△559	△26.5
キッチン関連	9,527	7,975	△1,552	△16.3
その他	822	587	△234	△28.5
合計	12,462	10,115	△2,346	△18.8

なお、当社グループは家電事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は308百万円です。その主な内容は、製品の金型・治工具203百万円、製品関連ソフトウェア及びスマホアプリ等27百万円です。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却及び売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

不測の事態に備え、流動性を確保するためのバックアップラインとして、取引銀行2行と貸出コミットメント契約（総額2,630百万円）を締結しています。本契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高は400百万円です。

(4) 対処すべき課題

① 収益性の改善

当連結会計年度は、中長期の成長戦略として「グローバルブランドへの進化」を掲げ、その第一歩として米国での本格的な事業展開に着手しましたが、米国関税政策の影響を受けたことにより、期初の計画を下回る結果となりました。また、国内においても、消費マインド低迷の長期化等、厳しい外部環境の影響を受けました。2026年12月期は、厳しい外部環境を踏まえ、市場動向を慎重に見極めた販売計画としたうえで、コスト構造の改善や製品別・地域別販売戦略の最適化等を推進し、黒字転換を目指します。

② 事業の多様化

当社グループは、海外で製造した生活家電を、主に日本および韓国市場で販売する事業構造を有しており、収益基盤が特定の地域・販売形態に相対的に依存している状況にあり、為替動向や両国の消費環境の変化に影響を受けやすい事業体質となっています。製品カテゴリー、展開地域、販売チャネルの多様化を加速させ、事業ポートフォリオの分散と収益機会の拡大を図ることで、事業基盤の確立に努めていきます。

③ コーポレートガバナンス体制の強化

経営環境の変化が激しい環境下で、経営の意思決定をより迅速化するとともに、これまで以上に取締役の業務執行に対する監督機能を強化する必要があります。さらなるコーポレートガバナンスの強化並びに継続的な企業価値の拡大に努めていきます。

④ 企業ブランドの構築

強いブランド像を確立するために、卓越した創意工夫と最良の科学技術による革新的なプロダクトを実現化していきます。また、適時適切なコミュニケーション施策の展開を通じて、顧客の様々な体験機会を創出することにより、企画・デザイン・技術・ブランド力で競争優位を確立させるよう努めていきます。

⑤ 製品の開発・品質管理体制の強化

製品開発における品質と信頼性の向上に向けて、品質管理部門の陣容の充実に努めるとともに、製品開発プロセスを要所で区切り、進行状況の期限管理を徹底する一方で、企画初期段階からの徹底したリスクアセスメントの実施によって、開発上の対処すべき課題をより広範に洗い出し、次の開発ステップに移行可能かどうかの審査を厳格化することにより、品質の向上に努めていきます。

⑥ 内部管理体制の強化

事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレートガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しています。コーポレートガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施や監査法人との連携を図ることにより適切に運用を進めています。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、全社的に効率化された組織体制の構築に向けてさらに内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

⑦ 有能な人材確保

今後のさらなる成長を目指すうえで、人材の獲得及び育成が重要であると考えています。人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われませんが、当社の経営方針やビジョンに共感し、高い専門性を有する人材を惹きつけられるように、教育研修制度の整備、福利厚生の充実を図っていくとともに、外部ノウハウの活用等にも積極的に取り組み、事業計画達成に必要な適切な人材リソースの確保に努めていきます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
BALMUDA Europe GmbH	25,000 ユーロ	100 %	ドイツにおける当社製品の販売
BALMUDA North America, Inc.	500,000 米ドル	100 %	米国における当社製品の販売促進・広告宣伝

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失866百万円、経常損失904百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,596百万円を計上し、取引銀行2行と締結している当座貸越契約の財務制限条項（連結貸借対照表、貸借対照表における純資産の部の金額を基準日の75%以上に維持すること）に抵触したこと、またマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2026年12月期において、厳しい外部環境を踏まえ、市場動向を慎重に見極めた販売計画といたうえで、黒字転換に向け、既に推進している以下の対応策を実施してまいります。

(1) 世界の顧客層を前提にした新製品の発売

- ・ Sailing Lantern (2025年9月発表)・・・米国・ヨーロッパ各国・韓国・日本の10か国以上で販売 (2026年3月から順次発売予定)
- ・ 新製品 (2026年春発表・発売予定)・・・米国・韓国・日本で同時期展開

(2) 収益構造の改善

- ・ コスト構造の改善 (原価低減、固定費圧縮)
 - － 為替の変動に対するリスクヘッジ策の推進
 - － 米国向け戦略投資の大幅削減 (主に広告宣伝費)

- －開発案件の選択と集中による試験研究費の効率運用
 - －既存製品の原価低減
 - ・製品別・地域別販売戦略の最適化
 - －製品別販売戦略の最適化（製品カテゴリー、展開地域、販売チャネル）による利幅改善
 - －一部製品の販売終了による販売・管理コストの削減
- (3) 運転資金の効率的な調達
- ・安定的な事業運営及び上述の対応策実現のため、当座貸越枠の継続的な利用に向けた、取引金融機関と協議の実施

一方で、これらの対応策は実施途上であり、新商品の発売や収益構造の改善については、今後の事業環境の変化によっては効果を十分に得られない可能性があること、また、当座貸越枠については、継続的な利用について取引金融機関と協議を進めている段階であり、最終的な合意を得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺尾 玄	BALMUDA Europe GmbH Managing Director BALMUDA North America, Inc. Director & CEO
取締役 コーポレート部門統括	佐藤 雅史	BALMUDA North America, Inc. Director
取締役	片山 礼子	株式会社ミクリード 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	中嶋 清昭	—
取締役 (監査等委員)	森 満彦	森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役 株式会社クレアリナ 社外監査役
取締役 (監査等委員)	永井 公成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 株式会社ネクシード・コンサルティング 代表取締役 ベースフード株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社フォーバル・リアルストレート 社外取締役 (監査等委員) 株式会社オスティアリーズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役片山礼子氏並びに取締役 (常勤監査等委員) 中嶋清昭氏、取締役 (監査等委員) 森満彦氏及び永井公成氏は社外取締役です。
2. 監査等委員会は、社内の情報収集・共有を行うとともに、実効性の高い監査活動を可能とするため、常勤の監査等委員として中嶋清昭氏を選定しています。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 中嶋清昭氏及び取締役 (監査等委員) 森満彦氏及び永井公成氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しています。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 中嶋清昭氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 - ・取締役 (監査等委員) 森満彦氏は税理士の資格を有しており、企業会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しています。
 - ・取締役 (監査等委員) 永井公成氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する専門的な知識・経験等を有しています。
4. 当社は、社外取締役片山礼子氏並びに、中嶋清昭氏、森満彦氏及び永井公成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役片山礼子氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役片山礼子氏及び各監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結し、当該保険により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。当該決定方針は報酬委員会に諮問され、報酬委員会から引き続き当該決定方針を継続する旨の答申を受けています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬とする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職責、職務執行に対する評価、従業員給与の水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については取締役会決議により一任された代表取締役社長寺尾玄がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定・配分とする。

なお、取締役（監査等委員である取締役）の報酬については、固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2024年12月19日開催の取締役会決議で報酬委員会に諮問され、報酬委員会での協議を経て、2025年3月27日開催の取締役会に答申されました。同日開催の取締役会では、その答申の内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長寺尾玄氏に委任する決議を行い、同氏が具体的内容を決定しました。

委任した理由は、決定権限の行使にあたって、事前に社外取締役を中心とした報酬委員会において協議を行い、恣意性が介在する余地が小さく、相応の客観性と妥当性を確保できていると判断したためです。

また、同氏は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も把握しており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行についての評価を行うには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。

③ 当事業年度に係る役員報酬等の内容の決定に関する方針等に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、社外取締役が中心として構成された報酬委員会の協議に基づく答申を受け、同委員会から答申内容について十分な説明をされたうえで、代表取締役社長寺尾玄への委任決議をしており恣意性が介在する余地が小さく、一方で、その職責、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定されたものであると認められることから、取締

役会としては、当該決定方針（個人別の報酬等の内容に係る決定方針）に沿うものであると判断しています。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年3月23日開催の第19期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名。）です。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、同定時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名。）です。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3人 (1人)	61百万円 (4百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (3人)	16百万円 (16百万円)
計 （うち社外役員）	6人 (4人)	78百万円 (20百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等は固定報酬のみで、業績連動報酬等の支給及び非金銭報酬等の交付はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,866	流 動 負 債	1,719
現金及び預金	574	買掛金	394
売掛金	1,781	短期借入金	500
商品及び製品	794	1年内返済予定長期借入金	125
原材料及び貯蔵品	277	未払金	310
未着品	17	未払法人税等	2
その他	421	賞与引当金	56
固 定 資 産	760	製品保証引当金	109
有 形 固 定 資 産	511	事業整理損失引当金	4
建物	5	その他	216
建物附属設備	152	固 定 負 債	144
機械装置及び運搬具	4	長期借入金	144
工具、器具及び備品	265	負 債 合 計	1,863
建設仮勘定	79	純 資 産 の 部	
その他	4	株 主 資 本	2,763
無 形 固 定 資 産	116	資 本 金	37
ソフトウェア	75	資 本 剰 余 金	2,867
ソフトウェア仮勘定	18	資 本 準 備 金	1,451
その他	23	その他資本剰余金	1,416
投 資 そ の 他 の 資 産	132	利 益 剰 余 金	△141
関係会社株式	66	利 益 準 備 金	0
関係会社長期貸付金	7	その他利益剰余金	△141
その他	58	繰越利益剰余金	△141
資 産 合 計	4,627	自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	2,763
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,627

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,098
売 上 原 価	6,795
売 上 総 利 益	3,303
販売費及び一般管理費	4,177
営 業 損 失 (△)	△874
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	0
雑 収 入	12
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12
為 替 差 損	31
雑 損 失	7
経 常 損 失 (△)	△910
特 別 利 益	
事業整理損失引当金戻入額	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
事業構造改善費用	687
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	3
当 期 純 損 失 (△)	△1,603

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

バルミューダ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 土居 一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 真一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、取引銀行2行と締結している当座貸越契約の財務制限条項に抵触している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から同年12月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席(インターネットを介したWEB方式による出席も含みます。)し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

バルミューダ株式会社 監査等委員会

監査等委員 中 嶋 清 昭 ㊞

監査等委員 森 満 彦 ㊞

監査等委員 永 井 公 成 ㊞

注 監査等委員中嶋清昭、森満彦及び永井公成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： **南青山サントキアラ教会** バンケットルーム

会場： 東京都港区南青山五丁目5番24号

電話： 03-5464-7773



(交通のご案内)

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅B3出口より徒歩約1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

第23期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
 - 当社グループの現況に関する事項
 - 財産及び損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な事業所等
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
 - 会社の株式に関する事項
 - 会社の新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

バルミューダ株式会社

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (2024年12月期)	第23期 (2025年12月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	17,595	13,011	12,462	10,115
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	14	△1,237	94	△904
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	3	△2,071	67	△1,596
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.36	△245.68	7.92	△187.82
総資産 (百万円)	9,907	7,803	6,182	4,659
純資産 (百万円)	6,312	4,265	4,349	2,810
1株当たり純資産 (円)	753.15	505.37	513.93	329.86

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (2024年12月期)	第23期 (2025年12月期) (当事業年度)
売上高 (百万円)	17,576	12,996	12,433	10,098
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	12	△1,233	91	△910
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	2	△2,067	64	△1,603
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.27	△245.12	7.58	△188.57
総資産 (百万円)	9,888	7,803	6,153	4,627
純資産 (百万円)	6,291	4,241	4,311	2,763
1株当たり純資産 (円)	750.65	502.46	509.44	324.35

(2) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社 (BALMUDA Europe GmbH、BALMUDA North America, Inc.) の3社で構成されています。製品の企画、デザイン、設計、開発、国内外での製品等の販売を軸に、「家電事業」の単一セグメントで事業を展開しているファブレス (自社工場を保有せず、外部の製造工場に製品の生産を委託する) メーカーです。加えて、消費者に製品のコンセプトをできるだけ的確にお伝えするために、製品のプロモーションに係る写真、動画等のコンテンツについても、社内で制作しています。なお、連結子会社 BALMUDA Europe GmbHは、主に欧州を中心に当社製品の販売を、BALMUDA North America, Inc.は、米国における当社製品の販売促進・広告宣伝を行っています。当社が取り扱う製品は以下のとおりです。

事業	主要製品
家電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空調関連 <ul style="list-style-type: none"> The GreenFan (扇風機) GreenFan Studio (オールシーズンファン) GreenFan Cirq (サーキュレーター) GreenFan C2 (ポータブルサーキュレーター) Rain (加湿器) BALMUDA The Pure (空気清浄機) ・キッチン関連 <ul style="list-style-type: none"> BALMUDA The Toaster (スチームトースター) BALMUDA The Toaster Pro (サラマングー機能つきスチームトースター) ReBaker (リバイク機能つきトースター) BALMUDA The Pot (電気ケトル) MoonKettle (温度調整機能つき電気ケトル) BALMUDA The Gohan (電気炊飯器) BALMUDA The Range (オープンレンジ) BALMUDA The Range S (単機能レンジ) BALMUDA The Brew (オープンドリップ式コーヒーメーカー) BALMUDA The Plate Pro (ステンレス ホットプレート) Table Stove (カセットコンロ) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> BALMUDA The Light (太陽光LEDデスクライト) BALMUDA The Lantern (ポータブルLEDランタン) BALMUDA The Speaker (ワイヤレススピーカー) BALMUDA The Cleaner Lite (ホバー式クリーナー)

(3) 主要な事業所等 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都武蔵野市
営業店舗	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
BALMUDA Europe GmbH	ドイツ ノルトライン＝ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ
BALMUDA North America, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン

(4) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	4名増	43.0歳	4.5年

(注) 従業員数には、臨時従業員 (5名) は含まれていません。

(5) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	405 百万円
株式会社りそな銀行	5
株式会社みずほ銀行	91
株式会社静岡銀行	88
株式会社群馬銀行	77
多摩信用金庫	100

(注) 取引銀行2行と貸出コミットメント契約 (総額2,630百万円) を締結しています。本契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高は400百万円です。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,526,200株 (自己株式5,579株を含む。)
- (3) 株主数 8,066名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
寺尾 玄	5,782,500 株	67.86 %
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	260,500	3.06
株式会社ミツバ	125,000	1.47
楽天証券株式会社共有口	34,200	0.40
中嶋 恵	30,700	0.36
永井 崇久	30,000	0.35
塩川 万造	30,000	0.35
伊藤 充淳	30,000	0.35
鞍田 直子	24,000	0.28
塔筋 幸造	23,500	0.28

(注) 持株比率は自己株式(5,579株)を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有 者数	行使 条件
第3回新株予約権 2017年9月20日 発行決議	取締役 (監査等 委員及 び社外 取締役 を除く)	普通株式 18,000株	1株につき 280円	1株につき 280円	2019年9月21日 ～ 2027年9月20日	180個	1名	別記

(注) 2019年11月8日開催の取締役会決議により、2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しています。

(別記) 権利行使の条件

- (1) 権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、次の何れか一にでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合
 - ②懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③当社の書面による事前の同意なく、競合他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合
 - ④上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当該他の法人等との関係
社外取締役	片山 礼子	株式会社ミクリード 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	中嶋 清昭	—	—
	森 満彦	森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役 株式会社クレアリナ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	永井 公成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 株式会社ネクシード・コンサルティング 代表取締役 ベースフード株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社フォーバル・リアルストレート 社外取締役 (監査等委員) 株式会社オスティアリーズ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	片山 礼子	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、長年にわたる経営幹部及び経営者としての知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性の確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行いました。</p> <p>具体的には、予算策定、業績進捗、販売戦略、経営執行体制等について、経営者・ユーザーの視点から多くの意見を述べました。</p>
社外取締役 (監査等委員)	中嶋 清昭	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に当社の職務執行に対する監査により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。</p> <p>常勤の監査等委員として、社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べました。監査等委員会では、社外の監査等委員に社内で生じている経営的、業務的な課題を伝え、監査等委員会として意見をまとめました。</p>
	森 満彦	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。</p> <p>具体的には、予算策定、業績進捗、与信管理、販売戦略、経営執行体制等について多くの意見を述べました。</p>
	永井 公成	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。</p> <p>具体的には、法務対応、販売戦略、経営戦略、経営執行体制等について多くの意見を述べました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、職務執行状況や報酬見積の算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画内容及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、監査報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第430条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当社監査等委員会は会計監査人を解任します。この場合、当社監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、以下のような体制のもと運用しています。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令遵守の徹底に努める。
 - ・ コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ・ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使して、取締役の職務の執行について監査を実施する。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や行政当局と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ・ 内部通報制度運用規程を定め、企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という）を整備する。
 - ・ 内部監査室は、代表取締役直属の組織として、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監査する。内部監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役、取締役会及び監査等委員会にも報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
 - ・ 情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程を定め、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、

その対策に努める。

- ・ 自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、事業継続計画を定め、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・ 取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
 - ・ 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - ・ 組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・ 子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
 - ・ 自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ・ 関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
 - ・ 子会社の取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
- ・ 監査等委員会は、その職務を補佐する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- ⑦ 上記⑥の監査等委員会の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の

事前の同意を必要とする。

- ⑧ 上記⑥の監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会は、監査等委員会の補助者に直接指示するものとし、監査等委員会の補助者はその指示に従って職務を遂行する。
- ⑨ 監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告し、監査等委員会から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
 - ・ 子会社の監査等委員でない取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告し、当社の監査等委員会から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、上記⑨に従い当社の監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の監査等委員でない取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の監査等委員でない取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に周知徹底する。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及

- び使用人から職務の執行状況について確認する。
- ・ 監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人と意見交換を行う。
 - ・ 監査等委員会は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の体制
 - ・ 取締役会は17回開催され、経営方針及び経営戦略等の経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的で開催しました。
- ② 監査等委員会の職務執行の体制
 - ・ 監査等委員会は13回開催されました。また、各監査等委員は取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役及び内部監査担当者との定期的な情報交換等によって、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認し、監査等委員会に報告を行い、監査等委員会は健全な経営と効率的運用を行うための助言を行っています。
- ③ 内部監査
 - ・ 内部監査担当者は監査等委員会と連携しながら内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社設立以来、企業体質の強化及び継続的な製品開発に備えた資金の確保を優先し、当事業年度を含め株主に対する配当を実施していません。今後も当面の間、内部留保の充実を進める方針です。株主への利益還元については、当社の重要な経営課題として認識しており、将来的には、各期の業績、財務体質を勘案しつつ利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当の可能性及びその時期については未定です。

本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,972	流 動 負 債	1,704
現金及び預金	673	買掛金	395
売掛金	1,791	短期借入金	500
商品及び製品	798	1年内返済予定長期借入金	125
原材料及び貯蔵品	277	未払金	298
未着品	17	未払法人税等	1
その他	424	賞与引当金	56
貸倒引当金	△10	製品保証引当金	109
固 定 資 産	687	事業整理損失引当金	4
有 形 固 定 資 産	511	その他	214
建物	5	固 定 負 債	144
建物附属設備	152	長期借入金	144
機械装置及び運搬具	4	負 債 合 計	1,849
工具、器具及び備品	265	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	79	株 主 資 本	2,784
その他	4	資 本 金	37
無 形 固 定 資 産	116	資 本 剰 余 金	2,867
ソフトウェア	75	利 益 剰 余 金	△120
ソフトウェア仮勘定	18	自 己 株 式	△0
その他	23	その他の包括利益累計額	26
投 資 そ の 他 の 資 産	59	為 替 換 算 調 整 勘 定	26
その他	59	純 資 産 合 計	2,810
資 産 合 計	4,659	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,659

連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,115
売 上 原 価	6,808
売 上 総 利 益	3,307
販売費及び一般管理費	4,173
営 業 損 失 (△)	△866
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	0
雑 収 入	12
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12
為 替 差 損	31
雑 損 失	9
経 常 損 失 (△)	△904
特 別 利 益	
事業整理損失引当金戻入額	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
事業構造改善費用	687
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,591
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	3
当 期 純 損 失 (△)	△1,596
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,596

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	90	2,759	1,476	△0	4,325
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	27	27			55
資 本 金 か ら そ の 他 資 本 剰 余 金 へ の 振 替	△80	80			—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△1,596		△1,596
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	△52	108	△1,596	△0	△1,541
当 期 末 残 高	37	2,867	△120	△0	2,784

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	24	24	4,349
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			55
資 本 金 か ら そ の 他 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△1,596
自 己 株 式 の 取 得			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	2	2	△1,538
当 期 末 残 高	26	26	2,810

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失866百万円、経常損失904百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,596百万円を計上し、取引銀行2行と締結している当座貸越契約の財務制限条項（連結貸借対照表、貸借対照表における純資産の部の金額を基準日の75%以上に維持すること）に抵触したこと、またマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2026年12月期において、厳しい外部環境を踏まえ、市場動向を慎重に見極めた販売計画としたうえで、黒字転換に向け、既に推進している以下の対応策を実施していきます。

(1) 世界の顧客層を前提にした新製品の発売

- ・ Sailing Lantern（2025年9月発表）・・・米国・ヨーロッパ各国・韓国・日本の10か国以上で販売（2026年3月から順次発売予定）
- ・ 新製品（2026年春発表・発売予定）・・・米国・韓国・日本で同時期展開

(2) 収益構造の改善

- ・ コスト構造の改善（原価低減、固定費圧縮）
 - － 為替の変動に対するリスクヘッジ策の推進
 - － 米国向け戦略投資の大幅削減（主に広告宣伝費）
 - － 開発案件の選択と集中による試験研究費の効率運用
 - － 既存製品の原価低減
- ・ 製品別・地域別販売戦略の最適化
 - － 製品別販売戦略の最適化（製品カテゴリー、展開地域、販売チャネル）による利幅改善
 - － 一部製品の販売終了による販売・管理コストの削減

(3) 運転資金の効率的な調達

- ・ 安定的な事業運営及び上述の対応策実現のため、当座貸越枠の継続的な利用に向けた、取引金融機関と協議の実施

一方で、これらの対応策は実施途上であり、新商品の発売や収益構造の改善については、今後の事業環境の変化によっては効果を十分に得られない可能性があること、また、当座貸越枠については、継続的な利用について取引金融機関と協議を進めている段階であり、最終的な合意を得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、上述のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 BALMUDA Europe GmbH
BALMUDA North America, Inc.

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

ア. 商品及び製品

総平均法による原価法

イ. 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については、定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	18年
建物附属設備	8～18年
機械装置及び運搬具	6～7年
工具、器具及び備品	2～10年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

イ. 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

ウ. 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。

エ. 事業整理損失引当金

携帯端末事業の終了に伴い、将来負担する損失に備えるため、今後損失が見込まれる金額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：取引価格の履行義務への配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、主に家庭用電気機器の製品販売を行っています。これらの取引については、原則として、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社グループが履行義務を充足することから、当該製品の引渡時点において収益を認識しています。当社グループは、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、売上高から控除しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	798
(うち、当社の製品)	787
原材料及び貯蔵品	277
棚卸資産評価損 (売上原価)	3
棚卸資産評価損 (事業構造改善費用)	515

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価にあたっては、正味売却価額及び使用価値が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っています。また、一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、製品在庫の販売予定価格や販売見込数量等の評価方針に基づいて、販売可能性を考慮のうえ、正味売却価額まで簿価の切下げを実施、あるいは、保有状況や使用・活用見込み等の評価方針に基づいて、将来の使用可能性を考慮のうえ、回収可能価額まで簿価の切り下げを実施しています。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

2,325百万円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しています。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
当連結会計年度	
貸出コミットメントの総額	2,630
借入実行残高	400
差引額	2,230

なお、当連結会計年度において、当座貸越契約の財務制限条項（連結貸借対照表、貸借対照表における純資産の部の金額を基準日の75%以上に維持すること）に抵触していません。当座貸越枠については、継続的な利用について既に取引金融機関と協議を進めています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,526,200株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,700株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達については銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日です。借入金は使途が運転資金であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様に管理を行っています。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や借入金に係る支払金利の変動リスクについて、先物為替予約によるヘッジ処理を行うとともに、金利交渉等を通じて金利削減に努めています。なお、当連結会計年度末日現在、為替予約残高はありません。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
短期借入金	500	500	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	269	269	—
負債計	769	769	—

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿額に近似するものであることから、当該帳簿額によっています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	500	—	500
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	269	—	269
負債計	—	769	—	769

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しています。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、家電事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略していますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

1. 地域別の内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
日本	6,767
韓国	1,832
北米	716
その他	798
顧客との契約から生じる収益	10,115
その他の収益	—
外部顧客との売上高	10,115

2. 製品カテゴリー別の内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
空調関連	1,552
キッチン関連	7,975
その他	587
顧客との契約から生じる収益	10,115
その他の収益	—
外部顧客との売上高	10,115

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	329円86銭
1株当たり当期純損失	187円82銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	90	1,423	1,336	2,759
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	27	27		27
資 本 の 金 他 か ら 剰 余 金 へ の 資 振 替	△80		80	80
当 期 純 損 失 (△)				—
自 己 株 式 の 取 得				—
当 期 変 動 額 合 計	△52	27	80	108
当 期 末 残 高	37	1,451	1,416	2,867

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	0	1,461	1,462	△0	4,311	4,311
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行			—		55	55
資 本 の 金 他 か ら 剰 余 金 へ の 資 振 替			—		—	—
当 期 純 損 失 (△)		△1,603	△1,603		△1,603	△1,603
自 己 株 式 の 取 得			—	△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,603	△1,603	△0	△1,547	△1,547
当 期 末 残 高	0	△141	△141	△0	2,763	2,763

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において、営業損失874百万円、経常損失910百万円、当期純損失1,603百万円を計上し、取引銀行2行と締結している当座貸越契約の財務制限条項（連結貸借対照表、貸借対照表における純資産の部の金額を基準日の75%以上に維持すること）に抵触したこと、またマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、2026年12月期において、厳しい外部環境を踏まえ、市場動向を慎重に見極めた販売計画としたうえで、黒字転換に向け、既に推進している以下の対応策を実施していきます。

- (1) 世界の顧客層を前提にした新製品の発売
 - ・ Sailing Lantern（2025年9月発表）・・・米国・ヨーロッパ各国・韓国・日本の10か国以上で販売（2026年3月から順次発売予定）
 - ・ 新製品（2026年春発表・発売予定）・・・米国・韓国・日本で同時期展開
- (2) 収益構造の改善
 - ・ コスト構造の改善（原価低減、固定費圧縮）
 - － 為替の変動に対するリスクヘッジ策の推進
 - － 米国向け戦略投資の大幅削減（主に広告宣伝費）
 - － 開発案件の選択と集中による試験研究費の効率運用
 - － 既存製品の原価低減
 - ・ 製品別・地域別販売戦略の最適化
 - － 製品別販売戦略の最適化（製品カテゴリー、展開地域、販売チャネル）による利幅改善
 - － 一部製品の販売終了による販売・管理コストの削減
- (3) 運転資金の効率的な調達
 - ・ 安定的な事業運営及び上述の対応策実現のため、当座貸越枠の継続的な利用に向けた、取引金融機関と協議の実施

一方で、これらの対応策は実施途上であり、新商品の発売や収益構造の改善については、今後の事業環境の変化によっては効果を十分に得られない可能性があること、また、当座貸越枠については、継続的な利用について取引金融機関と協議を進めている段階であり、最終的な合意を得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、上述のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ア. 商品及び製品

総平均法による原価法

イ. 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	18年
建物附属設備	8 ～ 18年
機械装置及び運搬具	6 ～ 7年
工具、器具及び備品	2 ～ 10年

- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。
 - ③ 製品保証引当金
製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。
 - ④ 事業整理損失引当金
携帯端末事業の終了に伴い、将来負担する損失に備えるため、今後損失が見込まれる金額を計上しています。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費
 - 支出時に全額費用処理しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。
 - ステップ1：顧客との契約の識別
 - ステップ2：履行義務の識別
 - ステップ3：取引価格の算定
 - ステップ4：取引価格の履行義務への配分
 - ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は、主に家庭用電気機器の製品販売を行っています。これらの取引については、原則として、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社が履行義務を充足することから、当該製品の引渡時点において収益を認識しています。当社は、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、売上高から控除しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	794
(うち、当社の製品)	787
原材料及び貯蔵品	277
棚卸資産評価損 (売上原価)	3
棚卸資産評価損 (事業構造改善費用)	515

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（4. 会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産

売掛金 10百万円

固定資産

関係会社長期貸付金 7百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 2,325百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、以下のとおりです。

短期金銭債権 1百万円

短期金銭債務 27

(4) 貸出コミットメントライン契約

連結注記表（5. 連結貸借対照表に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高（収入分） 3百万円

営業取引高（支出分） 221

営業取引以外の取引高（収入分） 0

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式 5,579株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金です。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、連結注記表（8. 収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	324円35銭
1株当たり当期純損失	188円57銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

バルミューダ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 土居 一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 真一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バルミューダ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、取引銀行2行と締結している当座貸越契約の財務制限条項に抵触している。また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上